

国会公契第 33 号
国技建管第 8 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「週休 2 日交替制適用工事の試行について」の運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」(令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 31 号、国官技第 375 号)が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う「週休 2 日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「「週休 2 日交替制モデル工事の試行について」の運用について」(令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 56 号、国技建管第 23 号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

別 紙

週休 2 日交替制適用工事の試行に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き型改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

（1）対象工事

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち、以下に該当する工事については週休 2 日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

（2）発注方式

（1）のうち、支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 5 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、月単位の週休 2 日交替制適用工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休 2 日交替制適用工事（受注者希望方式）で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、月単位の週休 2 日交替制適用工事（受注者希望方式）で発注することを原則とする。

なお、月単位の週休 2 日工事とは発注者指定方式か受注者希望方式に係わらず、通期の週休 2 日交替制適用工事（発注者指定方式）が前提となる。

3. 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」）に応じて、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 31 号、国官技第 375 号）で通知した補正係数を、各経費に乗じるものとする。

なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号）によるものとし、土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号）によるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

（１）技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休 2 日（４週 8 休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合

② 通期の週休 2 日（４週 8 休以上）

対象期間内の休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合

（２）補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休 2 日交替制に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日交替制の補正係数に変更し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制又は通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休 2 日交替制の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休 2 日交替制の補正係数に変更し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

月単位の週休2日交替制の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日交替制の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

（3）その他

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

週休2日交替制適用工事のうち、現場閉所困難工事の工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和5年3月17日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- （1）工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- （2）設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- （3）工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- （4）条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月 1 回程度を目安とし、週休 2 日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休 2 日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。